

東京都農作物獣害防止対策事業実施要領

令和7年3月31日 6産労農安第1573号
一部改正 令和8年3月31日 7産労農安第1428号

(趣旨)

第1 東京都農作物獣害防止対策事業実施要綱(令和7年3月31日付6産労農安第1571号)(以下「実施要綱」という。)に基づく東京都農作物獣害防止対策事業は、実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

(基本計画)

第2 事業を実施しようとする区市町村は、実施要綱第4に定める区市町村獣害対策基本計画(以下「区市町村基本計画」という。)を、別記様式第1号により策定する。なお、実施要綱第3の2、3、4、5、8に定める事業内容の内、複数の事業を実施しようとする場合、実施しようとする全ての事業を含む区市町村基本計画を策定し、基本計画承認申請書(別記様式第2号)と併せて都(食料安全課)に提出するものとする。

2 都は、事業を実施しようとする区市町村より提出された区市町村基本計画について審査し、知事の承認後、基本計画承認通知書(別記様式第3号)により、区市町村長に計画承認を通知する。

(実施計画)

第3 事業を実施しようとする区市町村は、実施要綱第6に定める農作物獣害防止対策事業実施計画(以下「実施計画」という。)を別記様式第4号により事業実施年度ごとに策定するものとする。なお、実施要綱第3の2、3、4、5、8に定める事業内容の内、複数実施しようとする場合、実施しようとする全ての事業を含む実施計画を策定し、実施計画承認申請書(別記様式第5号)と併せて、都(多摩地域の市町村は農業振興事務所、区部及び島しょの区町村は食料安全課)に提出するものとする。

2 都は、事業を実施する区市町村より提出された実施計画について審査し、知事の承認後、実施計画承認通知書(別記様式第6号)により、区市町村長に計画承認を通知する。

3 事業を実施する区市町村長は、知事の承認を受けた実施計画について変更を必要とする場合で、別表1に定める重要な変更について、実施計画を変更、中止又は廃止する場合、第3の1に準じ別記様式第5号により、都に提出するものとする。

4 都は、区市町村より提出された実施計画の変更、中止若しくは廃止を審査の後、承認した際は区市町村長にその旨を通知する。

(事業内容)

第4 事業の内容については、以下に定めるとおりとする。

- (1) 東京都鳥獣害対策委員会及び評価部会設置事業 (別紙1のとおり)
- (2) 加害獣侵入防止対策事業 (別紙2のとおり)
- (3) 警戒システム整備事業 (別紙3のとおり)
- (4) 有害鳥獣捕獲支援事業 (別紙4のとおり)
- (5) 地域普及啓発支援事業 (別紙5のとおり)
- (6) 獣害防止対策支援事業 (別紙6のとおり)
- (7) 加害獣生息状況及び対策技術調査 (別紙7のとおり)
- (8) 捕獲野生獣の有効利用事業 (別紙8のとおり)
- (9) 農作物獣害防止地域リーダー、農作物獣害対策サポーター養成講座事業及び侵入防止施設導入支援事業 (別紙9及び9の1から9の4のとおり)

(推進指導體制)

第5 知事は、実施要綱第11に基づき、東京都農作物獣害防止対策事業推進協議会を設置し、区市町村等に対する推進指導を行う。

(実績報告)

第6 事業を完了した区市町村は、実施要綱第8に定める農作物獣害防止対策事業実績報告書(以下「実績報告」という。)を、別記様式第7号により作成する。なお、実施要綱第3の2、3、4、5、及び8に定める内容の内、複数の事業を実施した場合、実施した全ての事業を含む実績報告を作成し、実績報告について(別記様式第8号)により、都(多摩地域の市町村は農業振興事務所、区部及び島しょの区町村は食料安全課)に提出するものとする。

2 前項について、事業実施主体は、実施計画で定めた目標年度までの間、各年度の実施状況を取りまとめ、翌年度の5月末日までに報告する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、事業の実施につき必要な事項については、農林水産部長が別に定めるところによる。

(附 則)

1 この要綱は令和7年4月1日から施行する。

- 2 東京都農作物獣害防止対策事業実施要綱（平成 13 年 11 月 9 日付 13 産労農芸第 1411 号）、東京都農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱（平成 13 年 11 月 9 日付 13 産労農芸第 1411 号）、東京都農作物獣害防止対策事業実施要領（平成 13 年 11 月 9 日付 13 産労農芸第 1411 号）、東京都鳥獣害対策委員会設置要領（平成 13 年 11 月 9 日 13 産労農芸第 1411 号）、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業実施要綱（令和 5 年 3 月 29 日付 4 産労農安第 1536 号）、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業実施要領（令和 5 年 3 月 29 日付 4 産労農安第 1537 号）、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱（令和 5 年 3 月 29 日付 4 産労農安第 1540 号）、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業実施細則（令和 5 年 5 月 1 日 5 産労農安第 215 号）、デジタル技術を活用した農作物獣害対策事業実施要綱（令和 5 年 4 月 1 日 5 産労農安第 155 号）、デジタル技術を活用した農作物獣害対策事業費補助金交付要綱（令和 5 年 4 月 1 日 5 産労農安第 154 号）、デジタル技術を活用した農作物獣害対策事業実施要領（令和 5 年 4 月 1 日 5 産労農安第 146 号）、農作物獣害防止地域リーダー養成講座規約（令和 6 年 3 月 18 日付 5 産労農安第 1707 号）、農作物獣害防止地域リーダー養成講座修了証交付規定（令和 6 年 3 月 18 日付 5 産労農安第 1707 号）は、令和 7 年 3 月 31 日に廃止する。
- 3 この要綱の施行前に、前項に基づいて行われた行為は、この要綱の施行後もなお効力を有する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、改正前のこの要綱に基づき作成された帳票及びなされた手続きについては、改正前のこの要綱の規程に基づきなお効力を有する。

(別紙1)

東京都鳥獣害対策委員会及び評価部会設置事業

(所掌事項)

第1 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 都が策定する東京都農林業獣害対策基本方針（以下「基本方針」という）、東京都農林業獣害対策基本計画（以下「基本計画」という）等に関する事項
- (2) 基本方針、基本計画に基づく対策等のモニタリングに関する事項
- (3) 総合的・効果的な対策の検討に必要な事項
- (4) その他、鳥獣害対策に関する必要な事項

(構成)

第2 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自然保護団体代表者
- (3) 地元代表者
- (4) 行政関係者

(委員の選任)

第3 委員は、産業労働局農林水産部長が選任する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。

(会長)

第5 (1) 委員会に会長を置き、会の運営にあたる。

- (2) 会長は、産業労働局安全安心・地産地消推進担当部長の職にある者を充てる。
- (3) 会長に事故があるときは、会長が指名するものが、その職務を代行する。

(会議)

第6 (1) 会議は、会長が招集する。

- (2) 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(評価部会)

第7 委員会には、評価部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

(部会の所掌事項)

第8 部会は、実施要領第4の事業についての科学的評価を行う。

(部会の構成)

第9 (1) 部会の委員は、産業労働局農林水産部長が選任する。

(2) 部会は、学識経験者等の専門知識を有する者をもって構成する。

(部会長)

第10 (1) 部会に部会長を置き、会の運営にあたる。

(2) 部会長は、部会の委員で互選する。

(3) 部会長に事故があるときは、部会長が指名するものが、その職務を代行する。

(部会の招集)

第11 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

(事務局)

第12 委員会及び部会の事務局は、東京都産業労働局農林水産部内に置く。

(その他)

第13 実施要領に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(別紙2)

2 加害獣侵入防止対策事業

(趣旨)

第1 野生獣の農作物被害発生地域において、農地への野生獣の侵入防止や生息環境管理のため、農地の周囲にネット、柵、電気柵等の侵入防除施設の設置や、放任果樹の伐採、野生獣の棲み処の解消による緩衝帯等の整備を支援する。

(計画の策定)

第2 実施要領第2及び第3の定めによる。

(事業実施地区)

第3 事業を実施できる地域は、通年にわたり加害獣による農作物の被害が顕著である地域であることとする。

2 前項の事業を実施する区市町村長は、実施計画において、前項の地域を事業実施地区として定めることとする。

(事業実施主体及び間接補助事業者)

第4 事業実施主体は区市町村とする。

2 間接補助を実施する場合は、間接補助事業者は次の要件を満たしていなければならない。

(1) 事業を積極的に推進できる体制、及び対策事業の効果測定ができる体制が整備されている、又は整備する見込みであること。

(2) 原則として事業の受益農家が3戸以上で、農地が集団化していること。

(3) 事業を実施することにより、受益農家が農作物の作付けを増加させ、農地の利用率向上が確実であること。

(4) 団体の規約、役員及び会計等が整備され団体としての活動実態が明らかであること。また、実施計画に定めた内容を確実に実施でき、事業実施後も団体としての活動を継続し、事業により整備した施設等を適切に管理できることが確実であること。

(助成)

第5 実施要綱第10の規定に基づく助成措置については、別表2の定めるところとする。

(加害獣侵入防止施設の設置)

第6 加害獣侵入防止のための電気柵及び加害獣侵入防止用ネット等(以下「侵入防止施設」

という。)を設置するには、1地区において獣害が顕著な農地がおおむね30a以上あるものとする。

2 侵入防止施設は、常設かつ耐用年数が5年以上のものとし、設置に係る経費のうち、材料費がおおむね1メートル当たり1,000円以上のものとする。ただし、事業実施主体が農家に対し貸付けを行うことを目的とした簡易電気柵等の侵入防止施設において、知事が特に認めたものはこの限りではない。

3 電気柵については、人に対する危険防止のため、電気事業法（昭和39年法律第170号）に定められた設置方法を遵守し、以下の基準を満たすこととする。

- ①危険である旨の表示をすること。
- ②出力電流が制限される電気柵用電源装置を使用すること。
- ③漏電遮断器を設置すること。
- ④開閉器（スイッチ）を設置すること。

（加害獣侵入防止施設等の管理運営）

第7 事業実施主体及び間接補助事業者は、事業により整備した施設等を実施計画に定めた内容に基づいて適正に管理運営し、獣害防止対策についての効果が上がるよう努めるとともに、その効果の確認をするものとする。

2 加害獣侵入防止施設等の管理運営について、事業実施主体は農業協同組合又は営農集団等に、委託することができるものとする。

（推進指導体制）

第8 実施要領第5の定めによる。

（実績報告）

第9 実施要領第6の定めによる。

（その他）

第10 実施要領第7の定めによる。

3 警戒システム整備事業

(趣旨)

第1 区市町村等が農地から野生獣を遠ざけ、生息に適した地域へ誘導する等、被害防止のため、群れ管理を行うことを目的とする。また、見回りや群れの生息域把握等の省力化、効率化を目的としたスマート技術の導入を支援する。

(計画の策定)

第2 実施要領第2及び第3の定めによる。

(事業実施地区)

第3 事業を実施できる地域は、通年にわたり加害獣による農作物の被害が顕著である地域であることとする。

2 前項の事業を実施する区市町村長は、実施計画において、前項の地域を事業実施地区として定めることとする。

(事業実施主体及び間接補助事業者)

第4 事業実施主体は区市町村とする。

2 間接補助を実施する場合は、間接補助事業者が次の要件を満たしていなければならない。

(1) 事業を積極的に推進できる体制、及び対策事業の効果測定ができる体制が整備されている、又は整備する見込みであること。

(2) 事業の受益農家が3戸以上で、原則として農地が集団化していること。

(3) 事業を実施することにより、受益農家が農作物の作付けを増加させ、農地の利用率向上が確実であること。

(4) 団体の規約、役員及び会計等が整備され団体としての活動実態が明らかであること。
また、実施計画に定めた内容を確実に実施でき、事業実施後も団体としての活動を継続し、事業により整備した施設等を適切に管理できることが確実であること。

(助成)

第5 実施要綱第10の規定に基づく助成措置については、別表2の定めるところとする。

(補助対象機材の整備)

第6 対象機材整備の際には、電波法(昭和25年法律第131号)に適合したものを使用すること。

(加害獣の追払いの実施)

第7 発信機管理

- (1) 区市町村は、本事業により発信機を装着した個体と他によって装着された個体とが誤って駆除されないよう、周波数の管理を慎重に行うこと。
- (2) 区市町村は、3月末日までにおける発信器の装着状況（行動域が把握できる全ての発信器）を、別記様式第9号により作成し、実施要綱第8で定める事業実績とともに報告すること。

2 発信器の装着

- (1) 装着個体は原則としてオトナメスとする。
- (2) 装着の際に麻酔が必要な場合は、原則として獣医師免許取得者が行うこととする。
- (3) 発信器を付けた首輪は、装着後3年程度で脱落する物とすること。
- (4) 首輪の色彩は、装着場所が八王子市にあつては赤、檜原村にあつては黄、あきる野市にあつては白、奥多摩町にあつては青とし、その他の区市町村はその都度都が指示するものとする。

3 個体の捕獲

- (1) 区市町村長は、捕獲が有害鳥獣捕獲の許可を得ずに行われることがないように、厳しく監視すること。

4 追払いの記録

- (1) 区市町村は、追払い事業者に対し別記様式第10号による追払い記録票を作成し、実施要綱第8で定める事業実績とともに報告すること。

(推進指導體制)

第8 実施要領第5の定めによる。

(実績報告)

第9 実施要領第6の定めによる。

(その他)

第10 実施要領第7の定めによる。

(別紙 4)

4 有害鳥獣捕獲支援事業

(趣旨)

第 1 農林作物に深刻な被害を及ぼす加害獣の個体を、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)(以下「鳥獣保護管理法」という。)に基づく有害鳥獣捕獲制度または「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成 16 年法律第 78 号)(以下「外来生物法」という。)に基づく防除制度により、区市町村等が実施する捕獲委託や捕獲檻の整備等、捕獲に要する経費の一部を補助する。

(計画の策定)

第 2 実施要領第 2 及び第 3 の定めによる。

(事業実施地区)

第 3 事業を実施できる地域は、通年にわたり加害獣による農作物の被害が顕著である地域であることとする。

2 前項の事業を実施する区市町村長は、実施計画において、前項の地域を事業実施地区として定めることとする。

(事業実施主体)

第 4 事業実施主体は区市町村とする。

(助成)

第 5 実施要綱第 10 の規定に基づく助成措置については、別表 2 の定めるところによる。

(獣害対策における捕獲)

第 6 農作物の獣害対策は、農業者自らが農地と地域を守ることを基本としているので、有害鳥獣捕獲に当たっては、餌付け防止や侵入防止対策を講じた上で行うこと。

(捕獲に関する法令の遵守)

第 7 捕獲に当たっては、法令を遵守し、捕獲許可を申請し適切に捕獲・処分を行うこと。捕獲許可の申請内容は、生活環境被害以外にも農林業被害防止を理由とすることが望ましい。なお、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、小型の箱わな等による捕獲を行う場合、狩猟免許を有していない者も、申請により捕獲許可を

受けることができる緩和措置が設けられている。その場合にも、安全面に留意するとともに、加害獣の絶命処理や最終処分等についても、法令等に準拠した適切な方法で実施しなければならない。

(捕獲個体の取扱い)

第8 実弾を用いて銃器による捕獲をした場合は、個体は確実に回収するものとする。

- 2 区市町村は、試験研究機関及び教育機関から学術・研究のため捕獲個体の提供依頼があった場合は、積極的に応じること。

(捕獲報告)

第9 有害鳥獣捕獲を行った際は、獣種ごとに別記様式第11号、12号及び13号の捕獲個体調査票、又は同内容を記載した表を作成し、上記様式に記載のない獣種については、別記様式第14号の捕獲個体調査票を作成する。ただし、別記様式第14号の項目を満たしていれば、区市町村の独自の様式でもよいものとする。

- 2 前項の調査票は、実施要綱第8で定める事業実績とともに報告すること。
- 3 別記様式第14号の捕獲個体調査票は環境局自然環境部計画課にも報告すること。

(捕獲作業及び捕獲後の絶命処理及び最終処分の委託)

第10 区市町村が第7に基づき、農業者が自ら捕獲を行う体制を整備することが困難な場合は、作業委託を補助対象と認める。ただし、委託先の選定時には、3者に見積りを取るなど、委託に係る費用が高額にならないよう努めること。なお、3者に見積りを取ることが困難な場合は以下を参考に委託に係る費用を算出すること。

(1) 1頭当たりの捕獲に係る作業委託費用

①アライグマ、ハクビシン、タヌキ等中型獣

区市町村の非常勤職員の賃金単価に、捕獲檻等の設置及び撤去等に係る1頭当たりの平均的な作業時間(3時間)を乗じた金額を上限とする。

②イノシシ、サル等大型獣

区市町村の非常勤職員の賃金単価に出動時間を乗じた額を上限とする。

(2) 捕獲後の絶命処理から最終処分に係る技能及び高度の肉体的条件を有する特殊な作業の、1頭当たりの費用

①アライグマ、ハクビシン、タヌキ等中型獣

特殊作業員※の労務単価の4時間相当額(平均的な作業時間)を上限とする。

②イノシシ、サル等大型獣

上記①の基準に作業人数を乗じた額を上限とする。

※ 公共工事設計労務費単価表(法定福利費等を含む。)を参考のこと。

2 捕獲後の絶命処理及び最終処分

- (1) 捕獲後の絶命処理については、捕獲許可基準を遵守するため、狩猟免許保持者等による作業が望ましい。
- (2) 中型獣の絶命処理は炭酸ガスによる処置が望ましい。
- (3) 死体の最終処分は、捕獲場所での埋設を基本とし、地域の実情に応じては各区市町村の清掃部局へ焼却を依頼する。
- (4) 清掃部局での受け入れが困難な場合でも、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第二条に定義される宗教団体への委託費用は補助対象外とする。

3 委託契約の締結

- (1) 区市町村以外が捕獲作業あるいは絶命処理及び最終処分を行い、それぞれの実施者が異なる場合は、原則として区市町村は、それぞれの実施者と委託契約を結ぶこと。ただし、それぞれの実施者と委託契約を結ぶことが難しい場合は、都が認めた場合に限り一部再委託をすることができる。

(推進指導體制)

第 11 実施要領第 5 の定めによる。

(実績報告)

第 12 実施要領第 6 の定めによる。

(その他)

第 13 実施要領第 7 の定めによる。

(別紙5)

5 地域普及啓発支援事業

(趣旨)

第1 獣害対策の実施方法や対策における正しい知識を普及させるための、講習会や研修会の開催の他、獣害対策に地域全体で取り組む検討会等の開催に要する専門家の派遣やパンフレットの作成等を支援する。

(計画の策定)

第2 実施要領第2及び第3の定めによる。

(事業実施地区)

第3 事業を実施できる地域は、通年にわたり加害獣による農作物の被害が顕著である地域であることとする。

2 前項の事業を実施する区市町村長は、実施計画において、前項の地域を事業実施地区として定めることとする。

(事業実施主体)

第4 事業実施主体は区市町村とする。

2 間接補助を実施する場合、間接補助事業者は次の要件を満たしていなければならない。

(1) 事業を積極的に推進できる体制、及び対策事業の効果測定ができる体制が整備されている、又は整備する見込みであること。

(2) 事業の受益農家が3戸以上で、原則として農地が集団化していること。

(3) 事業を実施することにより、受益農家が農作物の作付けを増加させ、農地の利用率向上が確実であること。

(4) 団体の規約、役員及び会計等が整備され団体としての活動実態が明らかであること。また、実施計画に定めた内容を確実に実施でき、事業実施後も団体としての活動を継続し、事業により整備した施設等を適切に管理できることが確実であること。

(助成)

第5 実施要綱第10の規定に基づく助成措置については、別表2の定めるところとする。

(講習会・研修会等の開催)

第6 被害対策の担い手に対する技術研修会

(1) 侵入防止対策や有害鳥獣捕獲に係る技術研修会を実施し、被害対策の担い手の育成を図ること。

2 獣害に強い地域を育成するための検討会及び講習会

(1) 獣害対策は、農業者のみならず、地域住民の理解のもと、地域ぐるみで対策にあたることが重要であることから、可能な限り対象を広く設定した検討会や講習会を実施するよう努めること。

(普及啓発資料の作成)

第7 被害対策の冊子・パンフレット等の作成

(1) 冊子、パンフレットは、わかりやすい内容とし、広く周知するよう努めること。
可能であれば、講習会も併せて実施し、理解を促すよう努めること。

(推進指導体制)

第8 実施要領第5の定めによる。

(実績報告)

第9 実施要領第6の定めによる。

(その他)

第10 実施要領第7の定めによる。

(別紙6)

6 獣害防止対策支援事業

(趣旨)

第1 野生獣による農作物被害を軽減させるためには、地域ぐるみで住民が一体となった対策が効果的であることから、地域の実情に応じた対策を実施するため、獣害対策のモデルとなる地域を設定し、地域主体での獣害に強い地域づくりを支援する。また、野生獣による被害防止に向け専門家を派遣し、被害防止対策の診断や地域における人材育成等の支援を行う。

(事業実施地区)

第2 都内全域とする。

(事業実施主体)

第3 東京都が実施する。

(その他)

第4 実施要領第7の定めによる。

(別紙 7)

7 加害獣生息状況及び対策技術調査

(趣旨)

第 1 加害獣の生息状況把握と近年開発・改良された獣害対策技術の導入可否の調査検討を実施し、被害地域での獣害対策に資するものとする。

(事業実施地区)

第 2 都内全域とする。

(事業実施主体)

第 3 東京都が実施する。

(その他)

第 4 実施要領第 7 の定めによる。

(別紙 8)

8 捕獲野生獣の有効利用事業

(趣旨)

第 1 野生獣を捕獲後、安全に止めを刺し地域資源として有効利用を図るための、電気止め刺し機、移動式簡易捕定檻、移動式解体処理車等の導入を補助する。

(計画の策定)

第 2 実施要領第 2 及び実施要領第 3 の定めによる。

(事業実施地区)

第 3 事業を実施できる地域は、通年にわたり加害獣による農作物の被害が顕著である地域であることとする。

(事業実施主体)

第 4 事業実施主体は区市町村とする。

(助成)

第 5 実施要綱第 10 の規定に基づく助成措置については、別表 2 の定めるところとする。

(機材の整備)

第 6 補助対象機材は野生獣を捕獲後、食肉として活用するために必要な設備とし、移動式簡易捕定檻、電気止め刺し機、移動式解体処理車の導入に係る経費とする。ただし、移動式簡易捕定檻、電気止め刺し機は移動式解体処理車を同年度に整備する場合に限る。運搬車両のみの導入や荷台搭載向け処理室のみの導入、リース契約による車両調達や設備の整備を目的とした改造に係る経費は補助対象外とする。

(補助対象要件)

第 7 以下の要件を満たすものを補助対象とする。

- (1) 電気止め刺し機は、安全かつ捕獲動物を苦しめることなく処理が可能な電気式の止め刺し機に限り、インバーターやバッテリーもこれに含むものとする。ただし、安全上の観点から自作に係る経費は補助対象外とする。
- (2) 移動式簡易捕定檻は、電気止め刺しの作業効率や作業者の安全性を高めるため、接合性と堅牢性が高く、移動に適したものとする。
- (3) 移動式解体処理車は、捕獲野生獣を食肉として活用するために、捕獲場所から加

工処理施設までの搬送ができ、車検等の保安基準に適合する車両とする。また、補助対象車両は、と体洗浄、剥皮、内臓摘出、枝肉洗浄までの一次処理が可能であり、冷蔵または冷凍保存ができる設備を備えるものとする。

(捕獲野生獣の有効利用に関する法令の遵守)

第8 捕獲野生獣の有効利用に当たっては、法令を遵守し、適切に捕獲・処理・販売を行うこと。移動式解体処理車では、食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可を取得し、食品衛生責任者が従事すること。また、HACCPに沿った衛生管理を行うとともに、捕獲情報、処理情報、流通情報、販売情報を含む全てのトレーサビリティ情報を適切に管理し、必要に応じて迅速に提供できる体制を整えること。

(推進指導體制)

第9 実施要領第5の定めによる

(実績報告)

第10 実施要領第6の定めによる。

(その他)

第11 実施要領第7の定めによる。

(別紙 9)

9 農作物獣害防止地域リーダー・農作物獣害対策サポーター養成

講座事業及び侵入防止施設導入支援事業

(趣旨)

第1 農業者の、中型獣による被害対策についての専門的な知識の習得と、獣害対策サポーター制度及び侵入防止施設導入補助並びに設置支援により、地域ぐるみでの獣害対策を加速し、中型獣による農作物被害を低減させる。

(事業の構成)

第2 本事業は次の事業によって構成する。

- (1) 農作物獣害防止地域リーダー養成講座 (別紙 9 の 1)
- (2) 農作物獣害対策サポーター養成講座 (別紙 9 の 2)
- (3) 侵入防止施設導入支援事業 (別紙 9 の 3)
- (4) 侵入防止施設設置支援事業 (別紙 9 の 4)

(別紙 9 の 1)

9 (1) 農作物獣害防止地域リーダー養成講座

(事業実施主体)

第1 東京都(以下「都」という。)が実施する。

(事業内容)

第2 次の事業を行う。

- (1) 研修計画の策定及び実施に関すること
- (2) 研修生の募集に関すること
- (3) 研修生及び関係機関との連携に関すること
- (4) その他研修の円滑な推進に関すること

(研修期間及び研修内容)

第3 研修は、1期を概ね4～6か月間での開催とし、年間2期開催する。研修の内容は以下のとおりとする。

- (1) 座学
- (2) 実習
- (3) 実践(研修生圃場において各自が取り組む)
- (4) レポートの作成

(申込資格)

第4 本研修の申込資格者は、都内在住で販売実績のある農業者とする。また、開催予定日の全日程に出席を予定し、かつ農作物の野生獣による被害を減らす意欲がある者とする。加えて、研修の修了後に地域で開催される獣害対策に関する講習会等に積極的に参画し、本研修で学んだ知識・技術をもって講師補助や現地検討会に協力する等の役割を率先して担う意欲のある者とする。

(研修受講に係る経費)

第5 研修の受講料は無料とする。ただし、第4に係る交通費、その他経費(事務局が準備する侵入防止施設の基本セットは除く)については、研修生が負担する。

(研修受講の中止)

第6 研修生が次の事項に該当するときは、当該研修生の参加を取り消す。

- (1) 研修生から研修の中止を申し出たとき。

(2) 研修生が都の指示に従わず、あるいは研修生としてふさわしくない行為があったとき。

(3) その他特別な事情が生じたとき。

(損害賠償)

第7 都は、研修期間中に生じた研修生に係る事故に対して、一切その責任を負わないものとする。研修生は、自己の責に帰すべき事由により研修で使用する会場及び備品等をき損したときは、その損害を賠償するものとする。

(修了証の交付)

第8 下記の基準を満たし、本研修の目的を達成したと認められた場合、修了証を交付する。

なお、修了の判定は事務局（農林水産部 食料安全課）が行う。

(1) 研修開催日の全ての日程に参加し、受講態度が良好な者。

(2) 地域の農業者が実践する農作物の獣害被害対策を積極的に支援する意欲のある者。

(修了証の交付内容)

第9 第8の交付基準を満たす者に対し、農林水産部長が修了証を交付する。

(その他の事項)

第10 研修中に事務局が研修生へ配付した侵入防止施設は、各自で責任を持って管理し、研修後も活用を図ること。また、この規約に定めのない事項については、必要に応じ都が協議するものとする。

(別紙 9 の 2)

9 (2) 農作物獣害対策サポーター養成講座

(事業実施主体)

第 1 東京都 (以下「都」という。) が実施する。

(事業内容)

第 2 次の事業を行う。

- (1) 研修計画の策定及び実施に関すること
- (2) 研修生の募集に関すること
- (3) 研修生及び関係機関との連携に関すること
- (4) その他研修の円滑な推進に関すること

(研修期間及び講座内容)

第 3 研修は、1 期を概ね 4～5 か月間での開催とし、年間 2 期開催する。研修の内容は以下のとおりとする。

- (1) 座学
- (2) 実習

(研修応募資格)

第 4 本研修の応募資格者は、都内の農業協同組合の営農指導員等とする。また、開催予定日の全日程に出席を予定し、かつ農業者が実践する獣害対策を積極的に支援する意欲がある者とする。加えて、研修の修了後に各地域において獣害対策に関する講習会等を積極的に企画する他、農業者が侵入防止施設を設置する際の設置支援を行う等、地域の獣害対策サポーターとして獣害被害軽減に貢献すること。

(研修に係る経費)

第 5 研修受講料は無料とする。ただし、第 4 に係る交通費、その他の経費については、研修生が負担する。

(研修の中止)

第 6 研修生が次の事項に該当するときは、当該研修生の研修を取り消す。

- (1) 研修生から研修の中止を申し出たとき。
- (2) 研修生が都の指示に従わず、あるいは研修生としてふさわしくない行為があった

とき。

(3) その他特別な事情が生じたとき。

(損害賠償)

第7 都は、研修期間中に生じた研修生に係る事故に対して、一切その責任を負わないものとする。研修生は、自己の責に帰すべき事由により研修で使用する会場及び備品等をき損したときは、その損害を賠償するものとする。

(修了証の交付)

第8 下記の基準を満たし、本研修の目的を達成したと認められた場合、修了証を交付する。

なお、修了の判定は事務局（農林水産部 食料安全課）が行う。

(1) 研修開催日の全ての日程に参加し、受講態度が良好な者。

(2) 地域の農業者が実践する農作物の獣害被害対策を積極的に支援する意欲のある者。

(修了証の交付内容)

第9 第8の交付基準を満たす者に対し、農林水産部長が修了証を交付する。

(その他の事項)

第10 この規約に定めのない事項については、必要に応じ都が協議するものとする。

(別紙 9 の 3)

9 (3) 侵入防止施設導入支援事業

(事業実施地区)

第 1 実施要領第 4 (9) で実施する講座及び東京都産業労働局農林水産部長が認める獣害対策講座 (以下「対策講座」という。) の修了者がいる事業実施主体の管轄地域とする。

(事業実施主体及び間接補助事業者)

第 2 事業実施主体及び間接補助事業者は以下のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は農業協同組合とする。
- (2) 間接補助事業者は東京都内の農地で耕作する都内農業者とし、次の要件を満たしていなければならない。
 - ① 対策講座の修了者が在住する事業実施主体の管内農業者
 - ② 対策講座の修了者が所属する事業実施主体の管内農業者

(助成)

第 3 実施要綱第 10 の規定に基づく助成措置については、別表 2 の定めるところとする。

(侵入防止施設の設置)

第 4 設置にあたっては、人に対する危険防止のため、電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) に定められた設置方法を遵守し、以下の基準を満たすこと。

- (1) 危険である旨の表示をすること。
- (2) 出力電流が制限される電気柵用電源装置を使用すること。
- (3) 漏電遮断器を設置すること。
- (4) 開閉器 (スイッチ) を設置すること。

2 侵入防止施設の設置期間は目的に応じた期間とすること。ただし、侵入防止施設の購入が当該年度の作付けに間に合わない場合は、当該年度に通電確認を行うこと。

(その他)

第 5 実施要領第 7 の定めによる。

(別紙 9 の 4)

9 (4) 侵入防止施設設置支援事業

(事業実施地区)

第 1 実施要領第 4 (9) で実施する講座及び東京都産業労働局農林水産部長が認める
獣害対策講座 (以下「対策講座」という。) の修了者がいる事業実施主体の管轄地域と
する。

(事業実施主体及び間接補助事業者)

第 2 事業実施主体及び間接補助事業者は以下のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は農業協同組合とする。
- (2) 間接補助事業者は東京都内の農地で耕作する都内農業者とし、次の要件を満たして
いなければならない。
 - ① 侵入防止施設導入支援事業を活用し、侵入防止施設を設置する農業者
 - ② 農作物獣害対策サポーター養成講座の修了者が所属する事業実施主体に設置作業
を依頼する農業者

(助成)

第 3 実施要綱第 10 の規定に基づく助成措置については、別表 2 の定めるところとする。

(その他)

第 4 実施要領第 7 の定めによる。

別表1（第3の3）

実施計画の変更承認を必要とする重要な変更等

変更事項	重要な変更
1 事業費	実施要綱第3の2、3、4、5、8の事業で、総事業費の3割を超える変更
2 事業量	(1) 実施要綱第3の2、3、4、5、8の事業で整備する施設又は機械の規模、性能又は内容の3割を超える変更 (2) 上記事業で整備する施設又は機械の設置箇所の変更
3 事業実施主体及び間接補助事業者	実施要綱第3の2、3、4、5、8の事業の事業実施主体又は間接補助事業者の変更又は廃止
4 事業実施地区	実施要綱第3の2、3、4、5、8の事業で事業実施地区又は地区の範囲の変更
5 実施計画	実施要綱第3の2、3、4、5、8の事業で計画の一部中止又は一部廃止

別表2

助成措置

事業名	補助対象経費	事業実施主体	間接補助事業者	補助率 補助上限及び下限額	対象外経費
加害獣侵入防止対策事業	①加害獣侵入防止のための電気柵 ②加害獣侵入防止用ネット ③①及び②の附帯施設で加害獣侵入防止に有効かつ必要不可欠なもの ④野生獣の農地等への出没の軽減を図るための緩衝帯整備等 ⑤獣害対策の作業の省力化や効率化を図るために導入する ICT・IoT・AI・データ管理技術等の先進技術（以下、スマート技術）を活用した施設等（初年度のみアプリやシステム等の開発費、導入費、クラウド使用料や通信費等の必要経費を対象とする） ⑥その他、知事が必要であると認めた取組に要する経費	区市町村	・農業協同組合 ・3戸以上の農家で構成する農業法人又は営農集団 ・その他、知事が必要と認めた者	・1/2以内 事業に要する経費 （千円未満切捨） ・2/3以内 上限4,000千円下限500千円 スマート技術を用いた事業に要する経費（千円未満切捨）	・PC、タブレット端末等、汎用性の高い機材 ・点検、修繕、清掃、塗装等の維持管理費 ・振込手数料 ・事務用品購入費 ・自治体職員に関する経費 ・他の都補助金交付を申請する事業に係る経費
警戒システム整備事業	①加害獣の行動域の情報収集に必要な発信機、受信機、基地局等の整備 ②加害獣の追払いについて、知見及び実地経験が豊富な指導者の招請等 ③加害獣の追払い専従者の人件費及び追払いに伴う必要経費。ただし、必要経費が全体経費の7割を超えてはならない ④獣害対策の作業の省力化や効率化を図るために導入するスマート技術を活用した施設等（初年度のみアプリやシステム等の開発費、導入費、クラウド使用料や通信費等の必要経費を対象とする） ⑤その他、知事が必要であると認めた取組に要する経費	区市町村	・農業協同組合 ・3戸以上の農家で構成する農業法人又は営農集団 ・その他、知事が必要と認めた者	・1/2以内 事業に要する経費 （千円未満切捨） ・2/3以内 上限4,000千円下限500千円 スマート技術を用いた事業に要する経費（千円未満切捨）	・PC、タブレット端末等、汎用性の高い機材 ・点検、修繕、清掃、塗装等の維持管理費 ・振込手数料 ・事務用品購入費 ・自治体職員に関する経費 ・他の都補助金交付を申請する事業に係る経費
有害鳥獣捕獲支援事業	①鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲、又は外来生物法に基づく防除等を行う作業委託費 ②捕獲罠等の購入費（罠部品を含む） ③獣害対策の作業の省力化や効率化を図るために導入するスマート技術を活用した施設等（初年度のみアプリやシステム等の開発費、導入費、クラウド使用料や通信費等の必要経費を対象とする） ④その他、知事が必要であると認めた取組に要する経費	区市町村		・1/2以内 事業に要する経費 （千円未満切捨） ・2/3以内 上限4,000千円下限500千円 スマート技術を用いた事業に要する経費（千円未満切捨）	・PC、タブレット端末等、汎用性の高い機材 ・点検、修繕、清掃、塗装等の維持管理費 ・振込手数料 ・事務用品購入費 ・自治体職員に関する経費 ・狩猟免許試験の受験に関する経費（受験料、診断書等） ・宗教法人法（昭和26年法律第126号）第二条に定義される宗教団体への委託費用 ・他の都補助金交付を申請する事業に係る経費
地域普及啓発支援事業	①野生獣による農作物被害対策の担い手の育成と安全で効果的な対策を行うための技術研修会 ②獣害に強い地域を育成するための検討会及び講習会 ③野生獣による農作物被害対策に関する意識の醸成・技術向上に係る冊子やパンフレット等の作成	区市町村	・農業協同組合 ・3戸以上の農家で構成する農業法人又は営農集団 ・その他、知事が必要と認めた者	・1/2以内 事業に要する経費 （千円未満切捨） ・2/3以内 上限4,000千円下限	・PC、タブレット端末等、汎用性の高い機材 ・振込手数料 ・事務用品購入費 ・自治体職員に関する経費 ・狩猟免許試験の受験に関する経費

				500千円 スマート技術を用いた事業に要する経費（千円未満切捨）	（受験料、診断書等） ・他の都補助金交付を申請する事業に係る経費
捕獲 野生 獣の 有効 利用 事業	①電気止め刺し機（③と同年度に整備する場合） ②移動式簡易捕定檻（③と同年度に整備する場合） ③移動式解体処理車 ④その他、知事が必要であると認めた取組	区市町村		・ 2/3以内 事業に要する経費（千円未満切捨）	・汎用性の高い車両 ・運搬車両のみの導入や荷台搭載向け処理室のみの導入、リース契約による車両調達や設備の整備を目的とした改造に係る経費 ・PC、タブレット端末等、汎用性の高い機材 ・点検、修繕、清掃、塗装等維持管理経費 ・振込手数料 ・事務用品購入費 ・自治体職員に関する経費 ・各種試験の受験に関する経費（受験料、診断料等） ・他の都補助金交付を申請する事業に係る経費
侵入 防止 施設 導入 支援 事業	中型獣侵入防止のための電気柵等の施設一式（消費税及び地方消費税相当額を除く）	農業協同組合	下記のいずれかを満たす東京都内の農地で耕作する都内農業者 ・9の（1）の修了者が在住する事業実施主体の管内農業者 ・9の（2）の修了者が所属する事業実施主体の管内農業者	・ 2/3以内 農業者あたり 上限額 150千円、 下限額 10千円 事業に要する経費（千円未満切捨） ・ 3/4以内 農業者あたり 上限額 150千円、 下限額 10千円 事業実施主体管内の間接補助事業者が3人以上で実施する場合の事業に要した経費（千円未満切捨）	・部品単体の購入経費（本体、支柱、クリップ、テスター等） ・中古、レンタル、リース品
侵入 防止 施設 設置 支援 事業	侵入防止施設導入支援事業を活用し導入する侵入防止施設を、農作物獣害対策サポーター養成講座修了者が所属する事業実施主体に設置依頼した場合の経費	農業協同組合	東京都内の農地で耕作する都内農業者で下記の全てを満たす者 ・侵入防止施設導入支援事業を活用し、侵入防止施設を設置する農業者 ・農作物獣害対策サポーター養成講座の修了者が所属する事業実施主体に設置作業を依頼する農業者	・ 2/3以内 農業者あたり 上限額 20千円 （千円未満切捨） ただし、事業年度内1回限り	・侵入防止施設導入支援事業を活用していない電気柵等の設置費用 ・設置に係る部材費用